

介護ロボット導入促進事業Q & A

Q 1 1法人で複数の事業所について申請することは可能か。

A 1 可能です。ただし、申請額が予算額を上回る場合は、選定する場合があります。

Q 2 1回目の募集に応募した事業所が、2回目の募集にも応募できるか。

A 2 できます。

Q 3 過去にこの事業で補助金を受けた事業所であっても今回の募集に応募できるか。

A 3 できます。ただし、申請額が予算額を上回る場合は、選定する場合があります。

Q 4 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定のみを受けている事業所であっても対象となるか。

A 4 対象となりません。

Q 5 複数台数又は異なる機種を複数購入することは可能か。

A 5 台数や機種数に制限はありません。

Q 6 増設に係る費用も対象とは、具体的にどういうことか。

A 6 例えば、既に設置済みの見守りシステムで、センサーを設置する部屋を新たに増やす場合や、移乗介助の機器の台数を増やす場合などを想定しています。

Q 7 事業所で購入し、利用者に貸し付けて自宅で使ってもらおうということはあるか。

A 7 できません。あくまでも事業所での使用が条件となります。

介護ロボット導入促進事業Q & A

Q 8 公的機関からの補助を受けている場合は対象外とのことだが、1台目を市以外の機関からの補助で購入し、2台目を市からの補助で購入するということは可能か。

A 8 1つの機器に複数の公的機関からの補助が入ってなければ可能です。例えば、40万円の機器を購入し、30万円を他機関からの補助で賄い、残りの10万円を市からの補助で賄うということはできません。

Q 9 本体を補助対象とし、付属品を事業所負担とすることは可能か。

A 9 可能です。ただし、本体を事業所負担、付属品を補助対象とすることはできません。

Q 10 同一法人内の他事業所と購入機器を融通することは可能か。

A 10 事業所単位で補助しますので、融通はご遠慮ください。

Q 11 他事業所への周知は、補助金交付の要件なのか。

A 11 努力義務であって、強制するものではありませんが、この事業は、介護ロボットの普及も目的の一つとしていますので、導入後は、周知にご協力ください。

Q 12 年度内に納品が見込めなくなった場合は、どうしたらよいか。

A 12 速やかに市にご相談ください。なお、申請に当たっては、確実に年度内に納品されることについて、製造者又は販売者から確約を得てください。

Q13 助成を受けることができる事業所は市長が選定するとされているが、具体的な選定基準はあるか。

A13 要件を満たす申請の総額が予算額の範囲内であれば、全て助成対象となります。一方、予算額を超える場合は、この事業の目的に鑑み、次の基準に従って選定します。

- ①同一法人で複数の事業所について申請している場合は、施設サービス事業所＞地域密着型サービス事業所＞居宅サービス事業所の順で優先
- ②過去に1度もこの事業による補助金を受けていない事業所を優先
- ③法人の所在地が秋田市内である事業所を優先
- ④介護職員等特定処遇改善加算を取得している事業所を優先